

令和7年度 第2回 隠岐の島町景観計画策定委員会 議事録

日 時：令和7年10月29日（水）13：30～16：00

会 場：隠岐の島町役場2階 201 会議室

出席者：別紙参照

1. 開会

2. 委員長あいさつ

委員長：第1回からの内容と比較すると具体的な内容になっている。本日の朝フェリーで来島したが、本日の資料にある通り、両脇から2つの山が出迎えてくれた。国立公園にも指定されているように、これらの景観は維持されていった方が良く感じている。今日の委員会では、一番重要である方針に関わる部分を協議した後に、委員一人一人にお話しを伺う。その後は個別的な内容になるが、その点についても意見交換を行っていく。ぜひ前半の部分で良い意見をいただければと思う。

3. 議題

1) 資料1, 5 目標像と基本方針

2) 資料1～4 景観形成区域と方針

3) 資料1 景観形成重点区域と方針

4. 意見交換

山根氏：布施地域には大山神社祭という祭りがあるがその表記が無い。また、卯敷地区と飯美地区には船小屋が残っている。漁師の数が減ってきており、維持が難しいところではあるが、その位置づけをどうしていくのか検討が必要であると感じた。

金坂氏：五箇地区は田園集落ということであるが、田園集落の景観がいまいち掴みづらい。同様に漁村集落の景観も掴めていないため、勉強させてもらえれば。

五箇地区は以前より花の里づくりを行ってきており、景観計画とどのようにつなげていくかを勉強しながら進めていきたい。

村上氏：漁村風景をどのように捉えてよいかというのは確かにあった。古くから残っているものでいえば、竹で作った風よけが都万地区内で那久、油井、蔵田地区にいま

もある。これらも一つの題材になるのかと思った。また、都万は夕日の見えるスポットが多いが、メインなのは塩の浜海岸。ここのごみ問題解決に向けて以前から取り組んではいるが、なかなか解決できていない状況であり、景観が悪い。島内全域としては、この時期になるとセイタカアワダチソウが目につく。昨年よりもエリアが広がっている。不特定外来生物に指定されていないが、そのまま放っておくと在来種に影響がある可能性がある。これらにも触れられると良いのでは。

楊 氏：自然公園の区域等を示していただいたが、文化財にかかる天然記念物の規制区域の記載がなかった。浄土ヶ浦は国指定の名勝に指定されていたり、白島海岸は天然記念物になっているため、留意願いたい。また、国立公園は海域も公園区域に含まれており、海岸線から1kmが入っている。海域の保全も重要であると感じているため、その点についてもどのように考えていくかを検討する必要がある。西郷港の重点地区では、フェリーから見た採石場の景観など、問題がある点を今後どのようにしていくのか考えていくと思うが、現状すでに悪い景観となっている点についても整理していく必要があるのでは。

角 氏：滑走路について、資料1には滑走路延長予定地となっているが、法律の改正に伴い、安全区域を拡大し確保する必要が生じたため行うもの。海側に広げようとするとコンクリートの壁になってしまう。景観の配慮は島根県としても必要なことは把握しているが、どこまで行えば良いか判断しにくい。規制の基準ができれば島根県として助かる。

平野 氏：先ほど板壁の話があったが、自分も良い素材であると思っており、観光に来られたお客さんに紹介することもある。今まで景観づくりという言葉が何度かあったが非常に幅が広い。民間事業者が事業展開したいときにどこまで規制するかという問題が生じる。民間の経済活動を阻害しないような形が理想だが難しいというのが正直な感想。

委員 長：景観計画は建物の規模というよりかはサインや色合いを決めるもの。自由な経済活動を阻害するものではない。町と経済活動がWinWinな関係を築けるもの。

副町 長：観光客の方からフェリーで入ってきたところに採石場があるのはもったいないという話を聞く。ただ、そこで働いておられる事業者の方もいるのでその調整が難しいと感じている。最終的には採石場も緑に戻すことを考えており、長期的な計画になるが、いろいろ考えつつ、調整をしながら良い案を考えていく。

村尾 氏：お示しいただいた地図の中には、文化財的な観点から見ると重要なものが各地区に点在している。町の教育委員会と相談しながら進めていただきたい。

八島 氏：景観計画について勉強していきたい。各景観計画の中で、アクセス道路への景観

という記載があるが、これは道路の拡幅などになるのか。どういったものか。

委員長：道路整備をした際に、法面の工事をコンクリートではなく植栽するといったもの。

八島氏：枝が出ることなどを想定していた。それらの整備も必要であると思う。

松井氏：西郷港は隠岐の島の入り口であると思う。その景観は非常に重要。緑が広がる中だと、他の色は目立つ。そこをどうしていくのかは重要な課題。

秋山氏：建設業協会には多数の建設事業者が所属している。景観が重要なことについては重々承知をしている。曖昧な計画にならないよう、しっかりとルール決めを行い、そのルールに基づいて施工できれば良いと考えている。

秋田氏：基本的には深く分析をしてうまく進めていると思う。資料内の西郷港周辺ゾーンと重点地区検討はどのような関係か。

事務局：西郷港周辺ゾーンについては、重点地区をどこにするかと考えた際に事務局案として最初に挙げられた場所。船が到着した際に観光客や町民が最初につく場所である。帰ってきた町民にとっては、帰ってきたと実感できる。観光客にとっては楽しみな気持ちを増強できる地区になることを目的とし、重点地区の指定を考えていた。重点地区検討エリアについては、フェリーが西郷港に入る際に、最初に見える隠岐の島の地区となるため、併せて重点地区にできればと考えて資料に明記した。

秋田氏：西郷港周辺ゾーンと重点地区検討（西郷港周辺）は名前が同じであるため変えたほうが良い。中心市街地とその周辺地区については、状況が違いため別々の規制ルールを設けて進めたほうが良い。

資料内にカメラのマークで視点場を示しているが、基本的には視点場となる場所を曖昧な場所ではなく、公園や広場など具体的な場所を定めるのが一般的。西郷港展望台については場所がはっきりしているが、それ以外については曖昧。はっきりさせたほうが良い。また、眺望はピンポイントではなく扇形に広がっていくもの。示し方も見える部分を含めていただけると良い。視点場のルールを作っていない自治体もあるが、その場所が重要であるということをしっかり決めることにより、今後再エネの話が出た際にも影響がある。

事務局：ご指摘のとおり。西郷港周辺については、再整備も始まり、まちなみが形成される区域。検討区域については保全していく区域として役割が異なっている。名称を変えながら進めていく。視点場については、国頭村の景観計画を見ると視点場の表示の仕方など秋田委員の意見のとおり明示されていた。参考にする。

桑子氏：視点場はどのように設定されたか。国頭村は住民ワークショップを通じて視点場の設定を行った。また、海の見えるまちづくりとして、町から海がどのように見えるか、船の上から西郷の町がどのように見えるかも重要。

景観計画を策定するうえで、経済活動について課題が生じる。町民だけでなく、事業者との合意形成も必要。採石場で働かれている方への説明も必要。空港についても大規模な施設であるため、含めるべきだと考えている。

委員長：視点場の設定は事務局で行ったものか。

事務局：これまで町民の方にアンケートを取り、その中で記載いただいた場所であったり、説明会の中でいただいた意見より決定している。

事業者との合意形成については正直なところ抜けていた。まずはヒアリングのような恰好で進めていく。空港については、景観形成区域の中に入れることは考えているが、重点区域に入れるかは現在検討中。今後、参考にしながら検討を進めていく。

委員長：秋田委員からアドバイスあったように名称をはっきりすることと、バックデータをしっかり整理するように。

方針の確認をするが、資料の目標像、景観特性、基本方針については記載の通り。町全体も緩やかな景観計画区域に指定すること、各地区に特色を活かしたルール作りをすることについて了承いただいた。

村尾氏：前回、私が国立公園の話をしたため、ジオパークという言葉が消えている。個人的には「国立公園」と「ジオパーク」を並べるべきだと考えている。目標像や基本方針を決定するうえで、主語・述語を整理して文書を作成すべき。

視点場づくりについても基本方針に記載するのであれば、その点については詳細な資料を用いて説明すべきなのでは。

楊氏：気を遣っていただいたため、大山隠岐国立公園がタイトルに含まれていると思うが、文章として長くなってしまう。国立公園やジオパークについてはあくまでも要素としてあるものであるため、隠岐全体のことをまとめて記載すれば良いと思う。

5. 議題

4) 資料1, 5 良好な景観形成のための行為の制限

5) 資料1 景観重要建造物

6) 資料1 景観重要樹木

7) 資料1 景観重要公共施設

6. 意見交換

村上氏：木竹の伐採にあたっては、島内の事業者が実際に行っている。保安林の伐採などを行う場合の申請などはしていると思うが、景観計画で区域指定すると申請などの業務量が増える。伐採を行う事業者との協議はしているのか。

事務局：先ほどもお伝えしたが、事業者へ具体的な話は出来ていない。このような内容を盛り込むのであれば協議をさせていただく。

八島氏：1事業地で9haから12haの現場となると、申請が必要になってくるという認識にはなった。11haや12haを伐採したことはある。

角氏：西郷港フェリーターミナルであったり、国道485号については県管理の施設であるため、早めに維持管理部局との協議を設けること。

金坂氏：先ほど、木竹の伐採の話があったが、視点場へのアクセス道路はほとんどが林道。制限をかける際には、事情に合わせて計画してほしい。同じ隠岐の島の中でも旧町村の視点場までのアクセス道路の状況には差があることにも留意をいただきたい。

秋山氏：先ほど角委員より話があったが、測量設計をした後に工事という流れであるが、最初が遅れると工事に影響が出ることを頭に入れながら進めていただきたい。

村尾氏：景観重要樹木として、加茂の松の木や壇鏡神社の杉の木が挙げられているが、これはあくまでも例示か。文化財などの観点から、町や県から指定を受けている樹木もあれば受けていないものもある。それらは、各地域にたくさんある。アンケートを取られたという話であったが、あくまでもそれは一部の意見。文化財行政との連携を図りつつ、各地区の方にも意見を聞きながら進めていただきたい。

楊氏：国立公園内でも申請さえあれば伐採はできる。海沿いの樹木は土壌を支えている事情もあるため全部の伐採は難しいが、ビュースポットをしっかりと設定して場所ごとに考えていく必要があると考えている。情報周知にも努める。

秋田氏：住民からの意見で多かった支障木については、日本全国で生じている問題であり、きちんとした視点場を定めれば対応できる。お互いが柔軟に協議を進めると良いのでは。景観重要樹木については、個人的な考えとしてたくさん指定してもかまわない。台風で折れたり枯れたりしている事例もあるが、何か罰則があるわけではない。指定を設けることで補助金の交付など支援もできる。景観重要公共施設について西郷港が記載されているが、もう少し正確に記載しても良いかも。自分が関わっている神奈川県の実鶴町では、港湾施設を景観重要公共施設に含めており、コンクリートの排他的な空間になりそうなところに自然石を使うなど様々な工夫をしている、公共施設にしても樹木にしても指定したところでデメリットはない。

桑子氏：建造物や樹木等を重要なものと捉えて進めることは良い。景観計画を策定する一番の目的は、景観を巡るトラブルを防ぐこと。メガソーラーに関するご意見があったが、その点について記載が無いと防ぐ手段がない。島外事業者からすると、隠岐の島町はきれいな海岸が多いため、島外資本が入る可能性は非常に高いと感じている。また、有人国境離島としても安全管理上重要な位置を占めている。リスクにどのように対応するかという認識が重要。

住民説明会について最後に説明があったが、最初に共有していただけると、その説明会で出た意見が町の資料に反映されているかが分かる。そのようなプロセスで行うべき。

秋田氏：景観計画の中で規制可能か不可能なのか整理することは必要。住民説明会で生じた意見の中に、「防災と景観どちらを優先する必要があるか考える必要がある」という意見があるが、両方とも優先するものではある。現在の国交省の考えでは基本的に両立すべきものとされており、問い合わせがあった際、町は両方と回答していただきたい。

桑子氏：秋田氏の意見に補足だが、災害復旧を景観に配慮して行えるかどうかは重要なポイント。景観に配慮する点と災害復旧に関する2面性について記載すると良いのでは。

山根氏：今までのご意見の中であったかもしれないが、西郷布施線について、積極的に伐採することの指定はできないのか。龍ヶ滝の県道沿いの樹木を伐採すると眺望も非常に良い。積極的に伐採する区域指定も検討してみても良いのでは。伐採の都度、申請して許可を得ることは大変。

楊氏：そのようなエリアを作ることは出来ると思うが、現行の法律と線引きしていくのが課題だと感じている。誰でも伐採できる状態にするのは難しいと思うが、定期的に伐採をする制度づくりが出来れば。

金坂氏：国立公園内の伐採について、ローソク島の展望台とその周辺が第2種特別地域に指定されており、申請をした後に伐採を行ったが眺望が良くなった実績はある。

全体を通しての意見として事務局にお願いがあり、固有名詞はしっかりと確認していただきたい。例として、那久崎と那久岬があるが、漢字が違う。地域の良い景観について委員の方へ話を聞いてみるのも良いのでは。

7. 閉会